

重 議	
提 出 者	文 教 厚 生 委 員 会
提 出 年 月 日	平 成 2 3 年 1 2 月 1 3 日
種 類	決 議
件 名	認 可 外 保 育 施 設 に 対 す る 財 政 支 援 を 求 め る 決 議
要 旨	<p>県内の認可外保育施設には事業所内保育施設を除き約2000人の児童が入所している。認可外保育施設は、公的な保育サービスの供給が不足している地区において立地し、あるいは、認可保育所があっても特別保育として不十分な一時保育や夜間保育等の保護者のニーズを認可保育所に替わって支え、さらには、児童の成長段階に応じた特色ある教育を行うなど保育に欠ける子に対する子育てにおいて果たす社会的役割は大きなものがある。</p> <p>しかしながら、認可外保育施設は、無認可であることをもって保育行政のいわば蚊帳の外に置かれており財政支援もないことから、保護者負担が大きいばかりか、施設を運営するうえで経済的に困窮し施設運営が立ち行かない事態に追い込まれているケースの増大が危惧されるところである。</p> <p>よって、長崎県に対し、保育に関し、認可保育所と同様の社会的役割を果たし、さらに、認可保育所の補完的機能を有している認可外保育施設の安定的な運営と保育の質の更なる充実を促進するため、下記のとおり認可外保育施設に対する一定の財政支援を求めるものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 次年度から拡充が予定されている国の待機児童解消先取りプロジェクトにおいて、対象となる認可外保育施設に対して十分な対策を講じること。</p>

2. 基準日において、待機児童のいない市町の認可外保育施設及び施設の利用定員が20人未満の認可外保育施設においては、合理的・合目的要件のもとに、一定の県単補助を行うよう制度を創設すること。

このため、これらの補助制度の創設にあたっては、現行の予算要求における枠内経費から除外すること。

3. 認可外保育施設の名称については、今後、役割・機能等から勘案し、ふさわしい名称に変更すること。

以上、決議する。

なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。

提出先